平成２４年（フ）第５５０号
札幌市北区百合が原９丁目９番８号　大沼ハイツ
債務者　山本　則男
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６８号
札幌市西区西町南10丁目４番16号　三和マンション101号
債務者　輪島　光子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６５号
大阪府大阪狭山市東野西３丁目750番地の１
債務者　草間さつき
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２８７号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地５号棟728号室
債務者　城澤　英樹
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
神奈川県厚木市戸田320番地３　ハーベスト９―101
債務者　竹中　靖子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２号
栃木県佐野市葛生東１丁目16番22号
債務者　初山亜佐美
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第５９６号
横浜市緑区いぶき野52番地８　グリーンハイツ№３―206号
債務者　新名　和子（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１３号
横浜市青葉区市ケ尾町518番地８　スカイヒルズ市ケ尾104号
債務者　太田　篤已
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６４号
横浜市金沢区六浦４丁目６番４―408号
債務者　石崎トシ子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９６号
横浜市栄区笠間４丁目２番３―101号
債務者　猪野塚三俊
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６０号
川崎市幸区鹿島田965番地１　プラザ新川崎103
債務者　砂川　　清
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６５４号
横浜市青葉区すすき野３丁目６番地１　すすき野団地22棟802号
債務者　前野　　康
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２１号
岡山市中区赤田141番地
債務者　櫻田　勝子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６号
長崎県平戸市田平町里免779番地、従前の住所三重県四日市市朝日町15番18号
債務者　赤木　工友
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
沖縄県沖縄市中央１丁目17番18号
債務者　奥平みな子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第５４号
沖縄県うるま市石川１丁目１番21号　松茂良ＡＰ201号
債務者　上原由貴子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部